

第1章 「とっとりの食」行動計画見直しにあたって

1 食育プランの理念

「食」は、私たちの栄養の源であると同時に、文化であり、習慣であり、感謝の心を育む素材でもあります。すなわち、心身の健全な発達を促すだけでなく、個人や地域に関わるいろいろな豊かさにもつながっていくものであり、私たちの人間性もその中で育まれていきます。

また、食べることを通して人と人とがコミュニケーションをとる中で、食事に関するマナーを身につけ、食材への感謝の心を養ったり、自分たちの地域の営みを楽しみ、その歴史や伝統を見つめ直すことも必要なことです。そういう意味で食育の範疇は非常に広いものと言えます。

昨今の私たちの食生活は、レトルト食品やファーストフード等の食の多様化、外食産業の進出などにより、「食」の選択肢が広がって豊かになる一方で、特に働き盛り世代の生活習慣病の問題や、若い世代を中心とした食習慣の乱れ、また食材生産現場と消費者との距離の拡大といった「食」を取り巻く環境の問題、地域で育まれてきた豊かな食文化の衰退等、「食」をめぐる多くの課題が生じてきました。

こうした課題に取り組むためには、県民一人ひとりが「食」の持つ意味を今一度しっかりと認識し、日々の生活の中の様々な活動や学習、経験を通じて、自ら主体的に健全な食生活を実践できる知恵と力を習得していくことが必要です。

「食のみやことっとり～食育プラン～」は、未来を担う子どもたちはもとより、全ての県民が、この豊かな大自然と四季折々の気候風土に恵まれた鳥取県で、生涯を通して健全な食生活を実践しながら安全・安心で活力に満ちた健康な生活が営めるよう、県と県民の皆様が手を取り合って食育を推進していくための羅針盤となるものです。

そして、個人の努力とともに、家庭、学校、地域、生産者団体等個人を取り巻く環境がそれぞれの役割を着実に果たすことにより、県民一人ひとりの「『食』を通して健やかに生きる力を『育』むこと」、すなわち『食育』を推進し、「健康を支える食文化」を根付かせることを目指しています。

2 見直しの考え方

国では、食育の推進を国民運動として取り組むため、平成17年7月食育基本法^{資1)}が施行され、これに基づいて平成18年3月食育推進基本計画^{資2)}(以下「基本計画」という)が策定されました。

一方、鳥取県では、平成16年3月「とっとりの食」行動計画^{資3)}(以下「行動計画」という)を策定し、食に関する取組を進めてきました。

この行動計画は、基本的には国の基本計画に沿った内容となっています。しかし、基本計画が都道府県や市町村など、地方公共団体の役割だけでなく、家庭や保育所、学校、さらには生産者や食品産業事業者等の役割を規定しているのに対して、行動計画は、県の役割のみに言及するにとどまっています。

また、基本計画が具体的な数値目標を盛り込んでいるのに対して、行動計画には数値目標がありません。

さらに、行動計画策定後約3年が経過し、地域の実情も変化してきており、食育推進に関する取組も増えてきました。

これらを踏まえ、行動計画を見直し、「食のみやことっとり～食育プラン～」(以下「食育プラン」という)を策定し、食育基本法第17条第1項に基づく鳥取県の食育推進計画に位置づけることとしました。

この食育プランでは、食とそれを取り巻く鳥取県や全国の現状と課題を整理し、鳥取県は食育で何を目指していくのかその理念を明らかにするとともに、県民運動として食育を推進していくための具体的な数値目標を設定しています。

また県、市町村など地方公共団体だけでなく、家庭や保育所、学校、生産者等その関係団体、食品関係産業、ボランティア団体等の役割や、それぞれが取り組んでいる食育推進に関する活動を明確にしています。

3 食育プランの期間

食育プランの期間は、平成20年度から平成24年度までとします。

鳥取県では、5年ごとに県民健康・栄養調査を実施します。次回の調査は平成22年度に実施しますので、平成24年度に評価し、目標の達成状況を検証したうえで、必要に応じて計画を見直すために、5年間の計画期間とします。